

○栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付要綱

平成23年7月27日

告示第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ及びクマによる農作物の被害を防止するための設備（以下「防護設備」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において、栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に居住し、市内に存する水田、畑等において農林水産物を生産する個人であって、新たに防護設備を設置したものとする。

(令2告示77・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、新たに防護設備の設置のための資材（電気柵、シート、金網、ネット等その他市長が認めるものをいう。以下同じ。）の購入に要した経費のうち市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が5万円を超えるときは、5万円）とする。）の範囲内で、市長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、資材を購入した年度の12月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 資材の購入に係る領収書の写し
- (2) 防護設備の設置場所を特定できる図面及び設置状況を把握できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、速やかに栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知の日から15日以内に、栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他補助金の交付の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日告示第39号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日告示第77号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第92号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付要綱の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、この告示の規定による様式とみなす。

附 則 (令和4年3月31日告示第113号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第111号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）
（令 3 告示 9 2 ・一部改正）

様式第1号(第5条関係)

栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

- 記
- 1 購入に要した費用の額 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
- (1) 資材の購入に係る領収書の写し
 - (2) 防護設備の設置場所を特定できる図面及び設置状況を把握できる写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

支所担当者確認印

様式第2号（第6条関係）

様式第2号(第6条関係)

栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助年度
- 2 補助事業の名称 栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業
- 3 補助事業の目的及び内容
 - (1) 目的 野生獣から農作物の被害を防止する。
 - (2) 内容 農作物の被害を防止するための設備の設置
- 4 補助対象経費の額 円
- 5 補助金交付決定額 円
- 6 交付条件 補助金の交付申請書に記載した事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、規則に定める補助事業変更等承認申請書により届出し、承認を受けること。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

栗原市長 殿

申請者
住 所
氏 名 ㊟

栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金請求書
年 月 日付け栗原市()指令第 号により、栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金の交付の決定を受けたので、下記のとおり請求します。

記
1 補助金額 金 円

2 補助金振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座 (いずれかに○印を付してください。)
口 座 名 義	フリガナ
口 座 番 号	